

事務連絡
令和4年11月22日

関係団体 各位

国土交通省自動車情報課
OSS 企画 班 長
登 録 班 長
運用 保全 班 長

OSS 都道府県税共同利用化システム更改に伴う対応について

日頃より自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

OSS を構成するシステムの一部であり、自動車税（種別割・環境性能割）に係る申告・納付システムである OSS 都道府県税共同利用化システムは、これまで自動車税（種別割・環境性能割）の電子納付を行う際、各都道府県が指定する金融機関を利用する必要がありましたが、令和5年1月4日からは各都道府県が指定する金融機関に限らず税納付が可能となります。

そのため、年末年始にかけて当該システムの更改作業が行われることとなりますので、以下の注意事項をご確認頂くと共に、関係機関への周知・徹底の程よろしくお願い致します。

システムの更改に伴う注意事項

今般の更改に伴い、現行のシステムで発行された納付番号は更改後に使用できません。そのため、現行システムの運用終了時点（令和4年12月28日（水）※1）において、**自動車税（環境性能割・種別割）の納付番号が発行済で未納付**の場合は、システムの更改後（令和5年1月4日（水）以降）に OSS 申請の継続ができなくなりますので、**令和4年12月27日（火）※2**までに申請を終えるようご協力お願い致します。

※1 OSS 都道府県税共同利用化システムのオンライン終了時間は、都道府県により異なります。（17時～18時の間にオンライン終了を予定）

※2 令和4年12月28日（水）も通常通り OSS 申請を行うことは可能ですが、**都道府県によっては、新規に納付番号が発行できなくなる場合があります**（令和4年12月27日（火）までに発行された納付番号による納付は可能です。）。

各都道府県の対応については、各都道府県 Web ページ（OSS 申請関連）にて11月末頃を目途に公表予定ですので、そちらをご確認ください。

なお、**令和4年12月28日（水）までに OSS 申請が完了できなかった場合は、窓口での申請に切り替える必要がありますので、該当する場合は、申請を行った運輸支局等に出頭していただくこととなります。**